

新型コロナと診断され、臨時施設や自宅で療養する場合の 入院保険金のお支払い要件が**厳格化**されます！

2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により臨時施設や自宅で療養される方のうち、入院保険金のお支払い対象となる方は、「重症化リスクの高い方」に限定されます。

<変更前>

新型コロナウイルス感染症(以下:新型コロナ)と診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合、臨時施設や自宅での療養を「入院」とみなして(以下:みなし入院)、「医療保障」の入院保険金をお支払いします。

<変更後>

2022年9月26日(月)以降、新型コロナと診断された方が、医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合、**下記①～④の「重症化リスクの高い方」**に限定して、みなし入院として「医療保障」の入院保険金をお支払いします。

重症化リスクの高い方

- ① 65才以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

<変更理由>

この度、政府より新型コロナに係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことを受け、保険業界全体で「みなし入院」に係る入院保険金の取扱いを検討した結果、「みなし入院」は「**重症化リスクの高い方**」に限定すると決定したため。



2022年9月26日以降、ハッピーライフで「**自宅療養保障**」に加入されている方は、コロナ罹患による自宅療養に際し、所定のお支払要件を満たせば、休業4日目～職場復帰までの間、自宅療養保険金をお支払いできる場合があります。

★まとめ★

◆「重症化リスクの高い方(上記①～④に該当)」が新型コロナと診断され、自宅療養をした場合・

保障名 (支払保険金種類)		医療保障 (入院保険金)	自宅療養保障 (所得補償保険金)
新型コロナ 陽性診断日	～2022年9月25日	○	×(※)
	2022年9月26日以降	○	×(※)

◆ 上記以外の方(①～④に該当しない)が新型コロナと診断され、自宅療養をした場合・ (自宅療養保障のお支払要件を満たしているという前提)

保障名 (支払保険金種類)		医療保障 (入院保険金)	自宅療養保障 (所得補償保険金)
新型コロナ 陽性診断日	～2022年9月25日	○	×(※)
	2022年9月26日以降	×	○

※新型コロナによる自宅療養期間を、入院とみなして保険金をお支払いする場合、
同期間は「入院期間」とみなされる(＝自宅療養とはみなされない)ため、自宅療養保障ではお支払いの対象外となります。

想定されるご質問 *2022年9月12日時点版

【①みなし入院について】

Q1	「みなし入院」とは何ですか？
A1	新型コロナに罹患された方が、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合、これを「入院」とみなし、「医療保障」の入院保険金をお支払いする、特別なお取り扱いのことです。
Q2	令和4年9月26日以降、「みなし入院」の取り扱いがどのように厳格化されるのでしょうか？
A2	従来、新型コロナに罹患し、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合、年齢・症状・妊娠の有無等の「重症化リスク」の高低を問わず、この臨時施設や自宅での療養を約款上の「入院」とみなし、「医療保障」の入院保険金をお支払いしてまいりましたが、令和4年9月26日以降に新型コロナと診断され、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合は、「重症化リスクの高い方」に限り、「入院」とみなし、「医療保障」の入院保険金をお支払いします。
Q3	なぜ「みなし入院」の取り扱いを厳格化するのでしょうか？
A3	「重症化リスクの高い方」にあたらない方々は、感染症法上の発生届の対象外となり、医師の管理下から外れることを踏まえ、「みなし入院」の対象とすべき「入院の必要が本来あった方」に該当しなくなるものと保険業界全体として判断したためです。
Q4	「重症化リスクの高い方」とはどのような人でしょうか？
A4	政府の方針に従い、以下①～④のいずれかに該当する方を「重症化リスクの高い方」といいます。 ①65才以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方、④妊娠されている方
Q5	なぜ「重症化リスクの高い方」は引き続き「みなし入院」の対象になるのでしょうか？
A5	政府が示す「重症化リスクの高い方」は医療対応を最優先とされるべき方として、感染症法上の発生届の対象のまま医師の管理下のもと健康観察等が求められることから、「本来、入院が必要な方」と捉え、引き続き「みなし入院」によるお支払対象とします。
Q6	65才以上の方や、妊娠されている方は今までと何も変わらないのでしょうか？
A6	変わりません。 65才以上の方や妊娠されている方が、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合は、「入院」とみなし、「医療保障」の入院保険金をお支払いします。
Q7	令和4年9月26日以降、みなし入院の対象とする「重症化リスクの高い方」の①～④の要件の中に、③「入院を要する方」と記載がありますが、よく意味がわかりません。実際に入院をした場合は、入院とみなす必要が無く、「医療保障」の入院保険金が支払われるのでは？
A7	「入院を要する方」とは、「入院を要するレベルの症状であるものの、病院の病床がひっ迫している等の理由により、やむを得ず臨時施設や自宅での療養をされる方」を指します。また、おっしゃる通り、実際に入院をした場合は、入院とみなす必要が無く、「医療保障」の入院保険金が支払われます。
Q8	実際に入院をした場合、また、入院を要するレベルの症状であるものの、病院の病床が逼迫している等の理由により、やむを得ず臨時施設や自宅での療養をした場合は、65才未満の方や妊娠していない方でも、「医療保障」の入院保険金が支払われますか？
A8	はい、支払われます。

②【9月26日前後の取り扱いについて】

Q9	9月25日に新型コロナと診断され、医師の指示により9月26日より自宅療養を開始しました。「重症化リスクの高い方」の要件を満たしませんが、この場合、「医療保障」の入院保険金のお支払対象となりますか？
A9	はい、お支払対象となります。 Point 今般「みなし入院」の取り扱い厳格化は9月26日以降に、新型コロナと「診断」された方を対象としたものです。今回のQ9の事例は9月25日（＝取り扱い変更前）に診断されているため、「医療保障」の入院保険金の支払い対象となります。

Q10	9月25日に発熱・26日に新型コロナと診断され、医師の指示により9月26日より自宅療養を開始した。「重症化リスクの高い方」の要件を満たさないが、この場合、「医療保障」の入院保険金のお支払対象となりますか？
A10	「診断」が9月26日であるため、申し訳ありませんが、 お支払対象とはなりません。

Q11	「診断日」とはいつを指しますか？
A11	医療機関によって陽性と診断された日 で、発熱・咳等の症状が出始めた日（＝発症日）とは異なります。

③【ハッピーライフでお支払いできる保険金について】

Q12	新型コロナによる自宅療養で「医療保障」の入院保険金がお支払われることを知らなかった。過去、新型コロナに罹患し自宅療養をした（「重症化リスクの高い方」の要件は満たさない）が、9月26日以降に請求をした場合、「医療保障」の入院保険金は支払われますか？
A12	9月26日より前に診断されていれば、「重症化リスクの高い方」以外であっても、お支払いが可能です。 最終ページ記載の「保険金WEB受付連絡システム」よりご請求ください。

Q13	9月26日以降に、新型コロナと診断され、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合において、「重症化リスクの高い方」の要件を満たさなかった場合、「医療保障」の入院保険金がお支払いされないということですが、ハッピーライフで他に請求できる保障は何かありますか？
A13	「自宅療養保障」 にご加入の場合、所定のお支払要件を満たせば、休業4日目～職場復帰するまでの間、自宅療養保険金をお支払いできる可能性があります。 Point 「自宅療養保障」という保障名ですが、ホテル等の臨時施設に療養した場合でも、自宅療養保険金をお支払いできる可能性があります。

Q14	過去、新型コロナに罹患し10日間自宅療養をし、「医療保障」の入院保険金を10日分受け取っているが、今から同期間について、「自宅療養保障」の請求もできますか？
A14	できません。 Point 新型コロナによる自宅療養期間を、過去、入院とみなして保険金をお支払いしている場合、同期間は「入院期間」とみなされる（＝自宅療養とはみなされない）ため、自宅療養保障ではお支払いの対象外となります。

Q15	9月26日以降に、新型コロナと診断され、医師の指示により臨時施設や自宅での療養を行う場合において、「重症化リスクの高い方」の要件を満たした場合、「医療保障」の入院保険金を請求するのに際して提出が必要な書類は何ですか？
A15	My HER-SYSの証明等、罹患事実を確認できる書類に加えて、「重症化リスクの高い方」であることの確認書類として、医療機関で発行される診療明細書、処方箋、母子手帳の写し（妊娠されている方）等、提出していただく場合があります。

保険金請求の流れ

Step 1

保険金請求のご連絡

Step 2

必要書類のご案内

Step 3

保険金請求書類のご提出

Step 4

保険金のお受取り

保険金請求方法

【三井住友海上ハッピーライフWEB受付連絡システム】

右記QRコードもしくは下記URLからアクセスください。

<https://www2.web-ms-ins.jp/tmweb/?p=eb87p>



尚、お電話で保険金請求のご連絡を希望される方は、下記URLにアクセスの上、電話番号をご確認いただき、ご連絡ください。

<https://www.tip-net.com/hl-hokenkin/>

※ただいま電話が大変繋がりにくくなっておりますので、**原則、WEBでのお手続きをお願いいたします。**

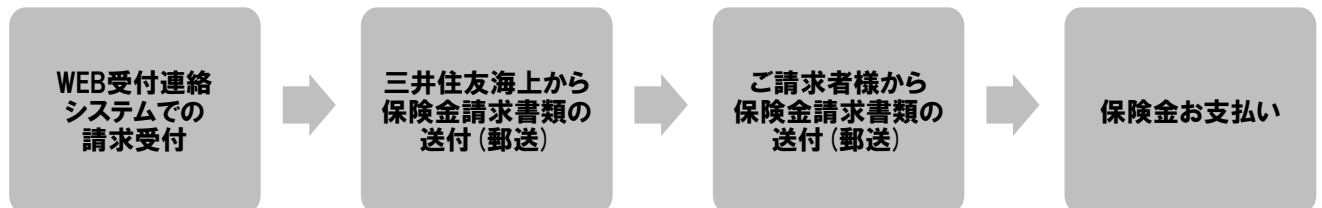
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3～4週間程度、保険金のお支払いや手続き書類のお届けまでにお時間をいただく場合がございます。

NEW!

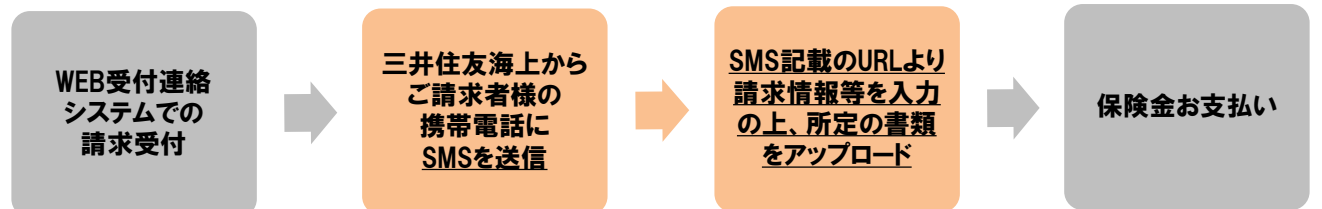
WEB受付連絡システムがバージョンアップし、新型コロナウイルス感染症については**保険金請求受付から請求手続きまで、WEB上で完結することが可能**になりました！

新型コロナに関する保険金請求については、WEB上で請求情報等を入力の上、所定の書類をアップロードいただくことで、請求書類を郵送でご提出いただく必要がなくなり、より簡便な保険金請求が可能になりました。

【従来の運営】



★【今後の運営】



新型コロナウイルス感染症以外の保険金請求に関するお問合せ先

【ハッピーライフ 保険金請求時の連絡先一覧】

下記URLからアクセスの上、担当窓口をご確認ください。

<https://www.tip-net.com/hl-hokenkin/>